

令和6年度第1回熊本県環境影響評価審査会第一部会

議 事 概 要

1 日 時

令和6年（2024年）5月23日（木）
午前9時45分から午前11時45分まで

2 場 所

ホテル熊本テルサ 3階 たい樹
（熊本県熊本市中央区水前寺公園28-51）

3 出席者

- (1) 熊本県環境影響評価審査会第一部会
委員13名中 11名出席
- (2) 事業者等
山都太陽光発電所合同会社、(一財)九州環境管理協会、矢部開パ地区土地改良区 計12名
- (3) 関係機関
関係市町村等4名、県関係課1名 計5名
- (4) 事務局
熊本県環境生活部環境局環境保全課 計7名
- (5) 傍聴者等
傍聴者なし。報道機関2社

4 議 題

「アグリヒルズ・ソーラー山都発電事業 環境影響評価準備書」について

5 議事概要

事務局（環境保全課）から、今回の手続きの概要等について説明した後、事業者等から事業及び準備書の概要について説明が行われた。

また、一部の非公開情報の審議については、途中から審議を非公開として行った。

主な質疑の概要

部会長	意見・質問があればお願いしたい。
委員	説明内容の動植物の分野、植生の連続性と生態系への影響について、説明では、樹林などの生育地の連続性に配慮してパネルの配置を考え

	<p>るという提案があったが、これはもう画期的な提案だなという風に私は感じている。現段階で、パネルの設置の方法で、そういう生育地の分断回避できるという知見があるのかどうか、そういう事例があるのか。</p>
事業者	<p>事例は確認していない。</p>
委員	<p>考え方について非常に賛同するが、技術的なことについて、新技術の開発というぐらいの感じになるのではないかなと思う。だから、色々そういう配慮しなければならないことがたくさんあって、今現在わかっている技術で、できること、できないことがあるが、できないからやらないではなくて、できるだけその配慮していくという姿勢が非常に重要である。その検証など、そういうことについて今後、県民の皆さんにわかるように情報を開示できるようにしていただきたいということが私のお願いである。</p> <p>この会で前も言ったかもしれないが、阿蘇の原生林に非常に近い場所での事業である。外輪山の久木野など、かつての白水村等の裏側に当たる所で、10kmも離れていないぐらいの所に当たるわけで。やはり連続性という点で言うと、非常に重要な場所に当たる。そのため、事業者の説明にあったような、誠意のある対応というものは評価したいと思っており、是非その技術が、まだ開発されてない分野について、開発をしてでもやるのだというような意気込みについては強調して、責任ある事業を展開していただければという風に思う。</p>
事業者	<p>これからパネルの詳細設計、配置を今から進めていくため、我々の調査結果と照らし合わせて、より連続性が保たれるような計画になるよう進めていきたいと思う。</p>
委員	<p>説明資料の10ページについて、工事は原則として8時から17時ということで、私は騒音の専門家であり、環境基準は6時からという、結構、今時ではないような時間帯であり、8時からというのは、とても良い方針だと思っている。準備書の19から20ページとあるが、準備書のどこに書かれているのか。書かれていればよいが、19と20ページには時間帯が書いてないように思った。多分、住民の方も8時からということだと、かなり安心感が出ると思うが、どこかに書いてあるのか。なければどこかに書いていただければ。</p>
事業者	<p>記載しているところが見つからないが、住民説明会でも、こちらのスライドは住民の皆様にお示しして、もう原則これでやることは決定しているので、記載したいと思う。</p>
委員	<p>この場合の工事というのは、中継所での積替え作業も含むのか、含まないのか。</p>
事業者	<p>含む。</p>
委員	<p>そういうことも明記されるといいと思う。一番影響が大きいのはそ</p>

	ちらだと思うので。その点よろしく願います。
委員	まず一点教えてもらいたいのが、変電所を設置するという事について教えていただきたいが、これは何と読むのか。特に高いと書いて。これはどういう変電所になるのか。何か特別なものなのか。
事業者	6万6千kV以上のものを特高変電所と呼び、今回は幹線鉄塔につなぐため22万kVの特高変電所を設置する。わかりやすく言うと、これほど大きなものになると、電力会社の変電所規模のものがつくと考えていただければ。通常の太陽光であれば6万6千kVという、通常の大規模なメガソーラーが設置されている変電所というのは、かなりちょっと小規模になるが、今回は、どちらも特高変電所と呼ぶが、今回ののはかなり大規模な、電力会社の変電所規模という風に考えていただければと思う。
委員	私は植物担当であるが、その位置を変更することによって、大きく環境影響が変わると感じるのか。どこに（変電所を）設置したら影響が低いのかということが、よくわからなかったので、教えていただければ。
事業者	（旧）特高変電所用地は、事業計画地の周辺の中で、そこにしかない植生群落が見られ、そこで確認された植物の重要種もあった。そのため、この場所での特高変電所を建設するのではなく、別の場所に移設することで、環境保全措置を講じた。
委員	わかった。
事業者	もともと方法書では、結構、山手の方に作る計画になっていた。
委員	それを下の方に下げたということか。
事業者	最初は、高塚団地の東側に、ここでの造成は起伏があるため切り盛りの造成が発生するという計画であった。きっかけはこの後説明するが、クマタカの繁殖地が近くにあるということが調査でわかり、それを基に影響のない南側へ移設した。これによって、その造成もなくなり、貴重な植物とかクマタカへの影響を回避して、より環境影響の小さい場所にしたということである。
委員	わかった。もう一点、草地ではキスミレとか、ロクオンソウとか、スズサイコといったような草原性の植物が出てくるが、太陽光パネルが設置された後は、基本的に放置状態なのか、定期的に草刈を入れるのか、そのあたりはどういう管理をされるのか。
事業者	運転開始した後の管理方法であるが、これは土地柄であったり、地形であったりということで、場所や事業で変えていくので、今後管理会社と詳細に詰めていく話になる。電気事業法で定められた管理、電気の設備の管理というものがあるため、月1、半期、1年で電気の定期検査を行う。その時に詳細に電気であったり、今は災害等々も問題に

	<p>なるため、電気だけではなく、土地の地面の状況、排水の状況、防災の状況というのも管理項目に入って管理する。ただし、我々が通常やる太陽光は、大体週に2~3回巡回させる。この程度の大きい太陽光になると、電気主任技術者、おそらく第1種の一番高い種のプロが1名と、代務者というのが2名。3名体制とプラス何人かの作業員で、大体週に2~3回で全体を周らせて、都度、何か発電に影響があるようであれば、その都度草刈をする。大体年に2回程度の草刈ということを計画には入れている。</p>
委員	<p>この草原性の植物などは、基本的には、例えば野焼きなど、そういう草刈みたいなのが入らないと、逆になくなってしまふ。ただ野焼きはできないだろうなと思ひ、お聞きした。</p>
事業者	<p>草刈をするが根は取らない。これは土の災害防止になるためである。定期的に草の方は刈らせていただく。</p>
委員	<p>今回、準備書ということで報告いただいたが、アセスに関しては方法書をお願いをしていた点をよく調査していただいているという風に思っている。今回のソーラーの事業であるが、基本的に90MW、ざっと計算すると一般世帯に換算すると2万6000世帯ぐらい分の年間の発電量ということで、非常に大規模で、これはぜひやって欲しいなと思う。2万6000世帯というと熊本県内でいくと合志市とか宇城市の1年間分の発電量であるか、或いは山都町のあるところの大部分を占めるということであるが。一番気にしているのは、現地を見せていただいたが、去年か一昨年に大雨が降って橋が流れている。それと同時に、今回の施設の予定地の下流側の所の河川で、護岸工事をやっていたということになってくると、やっぱり、こういうソーラーを設置することによって、雨の量がかなり増えてくるのではないかとということで、事業者の方でコンパネを使ってやられて。私の感覚からすれば、パネルの上に降った雨は、ガラスの上に振ったようなものであるため100%流れて、地下浸透しないという想定をしていた。かなりの量が増えるのではないかなという気がしていたが、6%ぐらいということで意外と少なかった。山都町の降雨量のデータが本編の496ページの図12.1.2-9にあるが、これでいくと2000mmから、多いときは3500mmぐらいの降雨量が降っているということになってくると、このパネルを設置したことによる周辺への影響というのは、一番気になるということで。要約書の12ページから既存水路が書いてあるが、この既設の水路だけで対応されるのか、或いはその改めて降雨量がやっぱり増えるということであれば、ちゃんとした雨水排水側溝を計画的にコンサルさんの方でやられるのか、そのあたりをお聞きしたい。</p> <p>それから、この側溝に関して1990年頃の当初の降雨量で計算をされていると思うため、今の降雨量が非常に3500mmとか多くなってきてい</p>

	<p>る時に、去年のデータで一番多い時で1日330mmも降っているため、こういうものに対して、既設の側溝だけではちょっと対応できない、或いはこういう既設の側溝、雨水排水経過というのが事業範囲内ではちゃんとしたものが見えないので、そのところは注意をして欲しいなど。要約書の19ページの表2-4に既存水路の構造があるが、多分これでは対応できない。上流部の所はこれぐらいで構わないと思うが、事業範囲内の一番最下流ぐらいの全部雨水が集まってきた所ではこの規模では対応できない可能性もあると思うので、そういう面ではそういうところの側溝の計画をもう一度やって、水害が起きないように対策をとって欲しい。結局、その雨水排水路がちゃんとできてなければ、先ほどの説明資料の31ページの写真で、町道の表面を、アスファルトの上をどんどん走っていくというようなことになってくると、全体的な水の影響がアセスとして影響してくると思うため、そのところは、このいわゆる事業計画、設計をされるところがもう少しちゃんとやっていただかないと、今回やっていただいたアセスで十分だという話にはなっていないような気がするので、そこをお願いしたい。</p> <p>それともう一つ、本編の団地の土砂崩れが起きそうなエリア、どこか1ヶ所だけ、崩落するエリアの大きい所があった。このアセスには書いていたので、そこを含めて、雨、水については、十分な検討していただけないかと、今のアセスの報告がそのまま生きてこない可能性があるかなと思う。そのところは設計上で、ちょっとアセスと変わるかもしれないが、そういうことでお願いしたい。</p> <p>あと一点よいか。丸山ハイランドの民家があるところ。あそこの横に防衛省の中継アンテナ基地があるが、ソーラーを設置したことによる中継基地のアンテナへの影響とか、そういう風なものを検討されているか教えていただきたい。</p>
<p>事業者</p>	<p>水の関係に関して説明したいと思う。パネルの配置に関しては、先にご覧いただいたように、委員がおっしゃるようにパネルがあると、水が全部流れるという感じであるが、実はパネルというのは1枚ごとに2センチずつぐらい隙間があるため、その都度雨は隙間から地上に落ちる。その地上に落ちた所で浸透するというので、水は表面をずっと走っていくのではなくて、その都度、地表に落ちてそこで分散してきちんとしていくということなるため、結果としてあまり流出量が増えなかったという風になるのだと思う。</p> <p>それと、先ほどおっしゃった団地造成を国が設計したのは1970年であるが、その頃と今の根拠がどうかというのは、確認したが、熊本県の河川課が作っている県内の降雨強度の数字というのがあり、普通、設計に使うのは10年に1回の雨を想定している。例えば、今の話で、1970年当時の10分の1の、あの地区は熊本市、県の2Aという地区</p>

	<p>であるが、設計当時は124.5mmであった。今現在は、2015年であれば126mmに補強されている。毎年統計をとりながら数字を扱っており、現状、今の結果からすると、ごくわずかに確かに年々確率的には数字が上がっているが、極端に当時と数字が変わったことはない。ということで我々としては、国が造成した排水機能があるため、それを現地の方で、維持管理をきちんとやっていくと。当然その辺が管理できてもいくのかなと思っている。</p> <p>防衛省のアンテナに関しては、あまり防衛省のレーダーが近くにあるという事業の例はないが、今のご質問からすれば、よく住民の方などに質問されるのは、無線機などを使われる地元の方々がおられて、そういうところに障害がないのかという質問をよくされる。おそらくそれと同等の質問かと思うが、大体そういう我々の発電事業から、レーダーであったり無線であったりということに障害が起きるのは、やはり絶縁抵抗が低下して、いわゆる漏電である。漏電が起こり、空气中に放電されて、それが障害を起こすということがまれにあるようである。どこの発電事業も、先ほどの定期検査のところで絶縁抵抗はつぶさに検査をして、半期の検査の時にそのウルトラホンという特別な機械を使って中間変電所であったり特高変電所であったりパワーコンディショナーという電力を切り替える場所で、漏電がないか全部確認する。その漏電が、絶縁抵抗が低下しない、基準値にしっかり満たした管理をすれば影響はないということになる。</p>
委員	<p>要は、防衛省の方がこの事業をしていて問題がないということで、何もなければいいことだと思っている。</p>
事業者	<p>先生がおっしゃるところを確認している。多分、防衛庁の周辺民生安定事業で、地域の防災無線を設置しているのではないかと考えている。行政の方にもう1回確認をするが、多分、自衛隊が直接使っているのではなくて、補助金が自衛隊から出ているのではないかと考える。再度確認する。</p>
委員	<p>太陽光パネルを設置することによって、雨水の流出に関することが私もちょっと懸念事項の1つである。ベニヤを設置して実験をされたが、ベニヤを設置した時期というか、その実験のどのくらい前にベニヤを設置して、その設置後、実際測定したのは7月19日の1時間だと思うが、その前に何回か降雨を経た上で、その実験値を取られたのか。そのあたりを教えてください。</p>
事業者	<p>パネルは前日である。降雨が、大雨の警報が出て、大雨の時にやらなければと思い、天気予報をずっと見ながら、実際は時間34mmの雨が降った1時間であったが、その予報が出た前日の夕方に設置して、翌朝の午前中に行った。</p>
委員	<p>準備書の501ページの図12.1.2-15に写真があるが、そちらを見てい</p>

	<p>ると、先ほどのビデオもそうであるが、アレイとアレイの間に水みちができてるように見える。確かにそのパネル自体の間に2cmの隙間があるとおっしゃってはいたが、やっぱり水が流れ出すと、そこから滴り落ちるのも幾らかあると思うのであるが。やっぱりこのアレイを通してその下の部分に、水が集中して滴下するというか落ちてきて何か水みちができることが懸念される。今回ベニヤを設置してすぐの状態でも、こういった水みちができていたということは、パネルがずっと設置される状態になると、さらにその水みちが確定してしまってそこから土砂の流出だとか、水自体の流出率も上がると思うので、そちらに対する何か対策を、講じていただきたいと思う。</p>
事業者	<p>今おっしゃられたように、現場を確認しながら、そういう水みちがあれば補修というのが必要になってくることもあろうかと思う。ただ、この先生ご指摘いただいたこの写真の水みちに見える所は、私もこのパネルを設置して、さっき実験していたのは私であるが、この土が見えているところは、設置する前から、こういう風にあった。</p>
委員	<p>今見えている写真ではなくて、今回の当日の資料では見えないが、準備書の501ページにある図であったり、先ほどのビデオでも少し写っていたが。</p>
事業者	<p>私も同じものを今見ているが、この土が見えているところはパネルを設置する前の晴れた日からあったものである。</p>
委員	<p>土が見えているというか、水が流れている部分も。</p>
事業者	<p>そうである。滴り落ちたもので穴が空いたということでできたものではなく、雨が降る前からこうなっていた。</p>
委員	<p>私たちも、こういう換算実験みたいなものしたことあるが何かやはり何かそういう水が流れ、落ちるところは、どうしても侵食はおきて、水みちができますので。そこが侵食防止など、今回この1回の雨だけの実験ですけども、今後継続的に設置されることになるので、何かそこは考慮していただきたいと思う。</p>
事業者	<p>おっしゃられた通りだと思う。現地の方を確認しながらそういう水みちができるようなことがあれば、補修する等の対応を図っていく必要があると考えている。</p>
委員	<p>できる前から力を分散するようなものを置くなど、何か対策ができるのかなと思うので、検討をよろしく願います。</p>
委員	<p>今、委員が説明したとおりだと思う。要するに雨が降って1mmとか2mmとか3mmとかというのは、透水係数の関係で地下浸透するが、5mm、10mmになってくると浸透しないので、パネルの上に降った雨はそのまま、先ほど2cmというところを落ちてくると。そこが1mm、2mmの時でも、5mm、10mmに相当するような感じになってくるため、表面を走ってくるようになる。地下浸透しにくくなるので、そういうとこ</p>

	<p>ろは委員が言われるとおり、同じように検討していただいて。それと、このパネルが20年ぐらいうるであろうから、その間にずっと降っていくと、落ちてくるところの、2cmのところの隙間、その辺りにずっと水みちみたいなのが常に出てきて、雨が走るようになってくる可能性がある。そこのところは十分検討した上で、水の総合的な対策というものを検討していただきたいというお願いである。</p>
委員	<p>先ほど委員もおっしゃった連続性というものについて、景観からしても、ちょっと気になるところがあり、近くにJRE山都高森太陽光発電所というのがあると思うが、大きさに、グーグルマップで見ると確認できるが、こちらの方の大きさは似たような大きさになるのか。</p>
事業者	<p>同じくらいだと思う。</p>
委員	<p>わかった。それと、景観の919ページに「調査地域を対象事業実施区域から3kmを十分に含む範囲とした」とある。これを見ると、面整備事業環境影響評価技術マニュアル、これを基にした文章みたいに書いてあるが、景観資源として火山景観の阿蘇火山を予測地点にしているのに、この3kmにしたという経緯を教えてください。</p>
事業者	<p>3kmというのは今委員が読んでいただいた準備書の919ページの脚注である。これは方法書でも書いていたが、無限に調査することはできないため調査範囲を設定する根拠として、このマニュアルを引用して、概ね3kmの範囲ということで設定した。</p>
委員	<p>このマニュアルを確認したが、これだけ広大な土地にこれを採用しているところは見受けられなかったので、3kmでいいのかなと思ったところである。</p>
事業者	<p>準備書の923ページに図があるが、阿蘇火山の大分まで面積を出して、その面積に対して改変程度が0.04だったと思うが、当然分母は阿蘇火山全域を計算している。</p>
委員	<p>わかった。その0.04というところも確認したいが、これはどこを視点においてされているか。</p>
事業者	<p>地点というよりも、景観資源の直接改変の影響ということで、いわゆる阿蘇火山として指定されている全面積に対して、今回の事業地の面積を分子に置いているということである。</p>
委員	<p>これだけ広大な中に、これだけちょっと改変しますよということで。最近よくある文章である。よく見かけるが、景観というのは、まず、人間の視点というものが大切になる。人間は陸で生活しているので、人間の視野に入るものを景観という。それで、景観が与えられて初めて景観が成立するので、この予測結果の文章のところにデータがきていることが、これが来たから、結果が。場所が違うのかなと思う。</p>

事業者	<p>準備書の928ページは、景観資源への影響である。これは、景観資源を直接消滅、改変させるかどうかを予測している。そのため、全体が116haあって、0.04%直接改変があるということである。</p> <p>もう一点、委員がおっしゃられているのは、929ページからの主要な眺望景観。ここは、おっしゃるとおり主要な眺望点からの見た目、景観資源である阿蘇火山を含めた景観への影響というものを930ページにモニタージュして、見た目の影響をここで予測している。</p>
委員	<p>わかった。</p>
委員	<p>今回の発電事業に関しては、大規模な土地造成や土壌改良等を行わないということであったかと思う。この前の現地視察の時に思ったが、例えばテラスの端でオーバーハングしている所が結構あったが、オーバーハングした所は何か処理をされるのか。というのは、道路などもそうであるが、そういった所は希少種のキムラグモの生息する場所であるため、そういった所を処理されてしまうと、キムラグモなどは生息できなくなってしまうのではないかなという感じがしている。</p> <p>もう一点は、説明資料の52ページの鳥類23種の最後がオオカワゲラという生物になっているため訂正をお願いしたいと思う。</p>
事業者	<p>我々の事業地外に土砂が出てしまうような、そういうような、災害時というものはやはり補修しなければいけないと思っているが、事業地内で、そこですべて収まるような、そういう少しのり面が崩れるような状況というのはもうそのまま放置するというように管理をさせていただく。</p> <p>鳥類のオオカワゲラは誤植であった。オオアカゲラであった。</p>
委員	<p>文化財から一点。文化財については今回あまり問題になっておらず、準備書では187ページぐらいからちょっと書かれているくらいである。確かに、ここに書かれているように、現在の知見で示されている文化財包蔵地の範囲内ではないが、この間現地を見て、丸山団地あたりが、人が行動をするような場所だなあと考えた。ちょうど谷地形になっており、水が流れていて人が住んでいてもいいような所であるため、包蔵地の地図を見ると9番のところに認識されている場所があるため、丸山団地の草刈をしてソーラーを設置するような時は、地元山都町教育委員会に現地で立ち会っていただくなど、した方がいいかなという風に思う。ソーラーを設置する時に、土器が出たりとかという可能性がある場所だなと思ったので。文化財地図というのは現状を示しているだけのものであるため、そういうものについて周辺で工事をする時には、要注意であるということは文化庁がそういう風に言っている。そこは注意をしていただければなという風に思う。</p> <p>先ほどの話であったが、この間現地を見て確かにオーバーハングし</p>

	<p>ているようなところが結構あって、そこにソーラーを設置すると崩落するのではないかとというようなところも結構あったので。そうすると、造成地がずっと立っているの、崖面になっている所は擁壁とかを作るのではないのかなという風には考えたが、そういうこともしないということか。</p>
事業者	<p>農地が造成されて30年たっている。なおかつ、耕作されない土地であったため放置されており、特にここ3年ぐらいは、現在の計画を地元で周知した結果、全く現地の方の耕作はなされていない。そういう意味では、この3年ぐらいの雨で荒れた状況が見られる。今回、その計画をするにあたっては、着工の以前に崩壊した土地に関しては、一部修復をして法面を保護した上でやっていきたいと考えている。それは工作物ではなくて、例えば、しがら組みで根固めした自然工法で、復旧していきたいと考えている。</p>
委員	<p>それが、先ほど懸念されていたようなことにも関わってきて、オーバーハングしている所には希少な生物が住んでいる可能性もあるということ。私も現地を見た時に、危ないなというところは何ヶ所か見たので。そうすると、全く造成しないということはないと思う。造成というか土地を改変しないということはないと思うので、その辺は正直に書かれた方がいいのではないかなと思う。</p>
事業者	<p>基本は造成しないため、法面の修復とか安全側の対応はしたいと考えているが、新たな造成がないということで表現している。</p>
委員	<p>今の件に関して、準備書の192ページに防災の地図があって、柿原団地の南東側の部分、エリアというのは全部、崩壊土砂流出危険箇所に含まれている。さらに、準備書の14ページのパネルの配置図を見ると、この部分をしっかりやって、傾斜地にも架台をつけて、パネルを設置するという事になっている。今の話と全部関わってきて、斜面に新規に物を載せて、何も造成しないというのは、何も対応しないというのは、逆に危険であって、ちゃんとしてくれとしか言いようがなく。やはりその造成がないとか、いじらないというのを前面に最初にうたわれても、本当にそれでいいのという風に思う。あと、先ほどの水が表面流出することもあわせて考えると、この縁の部分は、ちゃんと全てチェックして、平気なのかどうかは確認していただかないと、沢の中にパネルが落ちたら、皆さん拾いに行ってくれて、掃除してくれるならいいのであるが、そういうところが非常に危険だと思う。その辺をよくチェックして、対応していただきたいということである。パネルの設置をこれからまた考えるということで、これではなくなるのかもしれないが、極力斜面側には載せないということが大前提かなという風に思った。コメントである。</p>
委員	<p>人と自然との触れ合いのところで確認したい。説明資料の46ページ</p>

	<p>のところである。20回ぐらい現地調査をされて2回ぐらいであったということであったが、この前、現地を見て帰りの車で自転車の人にすれ違った。やはり人が来るのだなという風に思った。それが自然との触れ合いを目的にきているかどうかは、わからないが。ここに書いてあるのが、丸山ハイランド、フットパスのイベントの開催時、これをももちろんしっかりやってもらいたいのであるが、フットパスに関しては、イベント以外でもマップを持って自分たちで回るということが各地で行われているため、イベントだけではないということをしかり認識してもらいたいと思う。個人的に周られる、グループでも周られる場面についても、安全面などしっかり配慮していただきたいので、そういう記載をしてもらいたいと思う。</p>
委員	<p>雨水の流出率の実験に関することであるが、今回ベニヤ板を並べられたことであるが、これは撥水の処理などをされて、並べられたのかどうかというところを念のために、教えていただきたい。</p>
事業者	<p>撥水の処理等は行っていない。</p>
委員	<p>わかった。最初に指摘があったように素材から、パネルとベニヤ板で大分違っており、ベニヤ板は全く吸水しないということはないかなと思う。定量的に数値を出されて評価されているが、それで評価するのであれば、そこも考慮していただいた実験であればちょっと安心かなと思ったので、一応確認をさせていただいた。</p>
委員	<p>先ほど委員から特高変電所という、これがどういうものかということが記載されているかと。それが謎の施設みたいに見えて。何ができるのだろうということである。</p>
事業者	<p>実は準備書案の段階では、第2章に詳しく図面もつけて載せていたが、経済産業省の担当部署との準備書案のやりとりの中で、「環境影響評価法の主務省令の逐条解説では、あくまで太陽光発電は発電施設であって、変電所はアセスの対象ではないと明記されており、外すように」と言われたので、詳細に入れていたが割愛させていただいた。</p>
委員	<p>参考で写真ぐらいを入れておくと、何ができるのだろうということ。私も建築の授業で、特高というのは特別高圧という7,000V以上だというのが。謎のものができるといって見えていると、ちょっと心配になるかもしれないので、参考図ぐらい、参考写真ぐらいあってもいいかなと思ったがいかがか。</p>
事業者	<p>評価書にあたっては、また協議をさせていただきたい。</p>
委員	<p>事業計画の中ではなくても結構なので、こうしたものができるよというようなものが、あったらいいのではないかと思った。これはお任せする。</p> <p>一般論なので、今回のアセスとは関係ないが、これも最近毎回申し上げているのでちょっと言わせていただきたい。準備書の149ページ</p>

	<p>で騒音の環境基準の適用に関して。今回のアセスの騒音はそれほど問題ないと思うが、用途地域以外の地域となっており、C類型に指定されているというのは、拡大解釈だという風に騒音の研究者としては見解が出ている。用途地域というのは都市計画区域の中で定義されていて、第1種住専だとか。それに当てはまらない、例えば港湾とかそういうところが用途地域以外と呼ばれるもので。都市計画区域以外だったら、用途地域はもともと何もないので。それは白紙である。鹿児島県はそういう用途地域以外というのを騒音の基準にしていないので、都市計画のある所だけABCが決まっている。熊本になると、都市だけにAとBがあって残り全部Cという。そうすると75dBとか70dBとかという、とんでもない劣悪な基準が適用されると。そんな閑静な山都町に、山都町全部が70dBでOKになる。そのようなことを環境アセスで、今まで書いてこられたかもしれないが。音響学会の今年の8月号だが、そのあたりの解説があり、安易に用途地域外というものを、その他すべてというような拡大解釈が、熊本にもしかしたらあるかもしれない。これもアセスの方ではなく、県の方針として示していただければと思うのであるが。70dBという数値はとんでもない劣悪な都市で工業地域などにも適用される値であって、そのようなところの、最低限こうしろという数値を、こうしたアセスの閑静な里山というか、そういったところに書いて欲しくないなということを、申し上げておく。</p>
(以降、非公開情報の審議を行うため非公開)	
委員	<p>準備書の843ページにクマタカの飛翔経路が載っており、これから先ほどの行動圏を解析されていると思うが、この中で■■■■の方にかんりの飛翔が見られているが、これはどのように解釈されているか。</p>
事業者	<p>こちらは調査中に何度か出てきた個体であるが、多分、■■■■に定着している個体の可能性があるかなとは思っている。繁殖に関する行動は確認されていない。</p>
委員	<p>ということは、調査地域に2つがいがいる可能性があるという風に考えられたということか。</p>
事業者	<p>調査地域よりは■■■■の可能性が高いと思っている。</p>
委員	<p>調査地域とは、この黄緑色の線で囲ってあるこの広い範囲か。そうすると調査地域内に入っているかなと思う。このことが触れられてないので、なぜかと思った。</p>
事業者	<p>■■■■にクマタカの飛翔を確認しているが、調査の段階において、■■■■ほどの定着率と繁殖に関わる行動が見られなかったことから、今回この地域での繁殖はないであろうという風に結論づけ</p>

	て、今回、 XXXXXXXXXX を中心とした予測を行っている。
委員	これだけの飛翔が見られるということは、可能性としては生息しているということではないか。最外郭でもいいから何か線を引いておかれれば、今後の何かに繋がったのではないかと思うが。こうやって完全に無視されると、なぜかなという気がした。
事業者	生息はしている可能性があるため検討して評価の時に記載を考えたと思う。
委員	最後の事後調査について、移植をして、その事後調査を実施するということであるが、これはどれくらい、何年くらい実施される予定なのか。
事業者	植物については移植を行う予定としており、事後調査の期間は、開花、結実を確認するまでしたいという風に思っているが、今後調整を図っていきたいと思っている。
委員	わかった。他の場所で、こういうのを見ているが、なかなか定着するのは難しい。この移植することはなかなか難しいかなと思うが、ただ、そうせざるを得ないのかなとも思うので、よろしくお願いします。
委員	今の事に関連して、マンネンズギも移植対象なのか。この例は、なかなか移植は難しいのでは。例えばヒカゲノカズラなども、移植してもほとんどつかないということがあると思うが。マンネンズギは、移植して成功した事例はどの程度あるのか。
事業者	マンネンズギについては、対象事業実施区域内に含まれない、改変の予定がないため、今回の移植の対象にはなっていない。
委員	最近、発電の余剰が出るということで、キャパシタのような蓄電池というものが、おそらく、今後、太陽光発電にも出てくるかもしれないが、そういう何かこの2、3年の間で増設しそうな可能性というのは予定があるのか。
事業者	今のところ事業計画上はないが、よくその話はしている。
委員	或いは、この3、4年ぐらいの間にキャパシタが普及を始めたら、おそらく設置した方が、計画的には良いのであろうが、その時にどこに設置するのかなど、何かしら触れておく手もあるのかなということも思ったところ。
事業者	おっしゃるとおり、今、九州は特に抑制が多い。いわゆるノンファーム型と言われており、九州電力はもう無制限に抑制してもペナルティがない案件である。FIT案件でなければ自由につけることは可能である。今後付けるということは、前向きに検討はしたいと思っている。
委員	その場合、結構場所を取ることになる。どこかに予定されているものがアセスにも出てくると、現実的に。

事業者	今のところ設置は考えていない。今の段階で含めるということは考えていないが、ご指摘とおり、その場合は、開パの皆様といろいろな相談しながら、許認可周りも確認しながら事業は拡大していきたいと思う。
委員	書いてないものが、後付けでたくさん付けられたということになりかねないのであるが。おそらくその方がエコであるので、最終的にどうなるかというところで検討をお願いする。
委員	先ほどのソーラーパネルの配置を考慮するという話について提案であるが、希少植物などが自生している場所に配慮していただいて、例えば 5m×5m ぐらいのところをそのまま残して、ソーラーパネルを設置するという形にすると、連続性であるとか、希少種の保全ということにも考慮したということになるのではないかということで、是非検討していただきたいなど。先ほど委員からも話があったが、移植するとやっぱりつきにくい。そのまま置いておくということは、山都町の宝だと思うので、その辺もちょっと配慮していただければと思う。
委員	コメントになるが、先ほど環境に配慮した設備の配置、色調という話があったが、準備書の108ページにあるように、これは阿蘇の景観資源のど真ん中に設置されるものである。さらに、山都町は入っていないが県と市町村でやっている、その景観を守る宣言というものがある。そういう地域になるので、極力、景観等には配慮して、阿蘇の豊かな自然を守るような景観づくりにしていただきたいし、災害に対しても安全なようにしていただきたいと思うので、そのあたり十分に、計画を作っていただければと思う。
部会長	他に意見がないようであれば、これで審議を終了する。

※配付資料

(資料1) 令和6年度第1回熊本県環境影響評価審査会第一部会 次第

(資料2) アグリヒルズ・ソーラー山都発電事業 環境影響評価準備書の手続きについて

(資料3) 「アグリヒルズ・ソーラー山都発電事業 環境影響評価準備書」に係る意見について (照会) ※委員限り

【事業者の説明資料】

- ・アグリヒルズ・ソーラー山都発電事業 環境影響評価準備書 説明資料
- ・アグリヒルズ・ソーラー山都発電事業 環境影響評価準備書 説明資料 (非公開情報) ※委員限り